

第4節 貿易経済協力局	197
<u>経済協力・貿易投資促進政策</u>	197
1. 2017年度の経済協力・貿易投資促進政策に関する主な動き（総論）	197
1. 1. 組織再編	197
1. 2. 経済協力に関する主な動き	197
1. 3. 貿易投資促進政策に関する主な動き	197
2. インフラシステム輸出	198
3. 貿易振興政策	198
3. 1. 中堅中小企業の海外展開支援	198
3. 2. 農水産品輸出	198
3. 3. BOP (Base of the Economic Pyramid) ビジネス	198
4. 通商金融政策	198
4. 1. 円借款及び民活インフラ案件形成等事業	198
4. 2. 経済協力ツールを活用した日本企業支援	199
4. 3. 円借款の継続的制度改革	199
5. 技術・人材協力政策	199
5. 1. 制度・事業環境整備	199
5. 2. 産業人材育成	199
5. 3. 社会課題解決	199
5. 4. 内なる国際化	200
6. 貿易保険	200
6. 1. 独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化及び貿易再保険特別会計の廃止・移管	200
6. 2. 引受実績	201
6. 3. インフラシステム輸出への取組	201
6. 4. 中小企業支援	201
6. 5. 貿易保険の機能強化	201
7. 投資促進政策	201
7. 1. 対内直接投資の促進	201
7. 2. 国際租税制度に係る環境整備	203
7. 3. 我が国企業による海外 M&A 研究会の開催	203

第4節 貿易経済協力局

経済協力・貿易投資促進政策

1. 2017年度の経済協力・貿易投資促進政策に関する主な動き（総論）

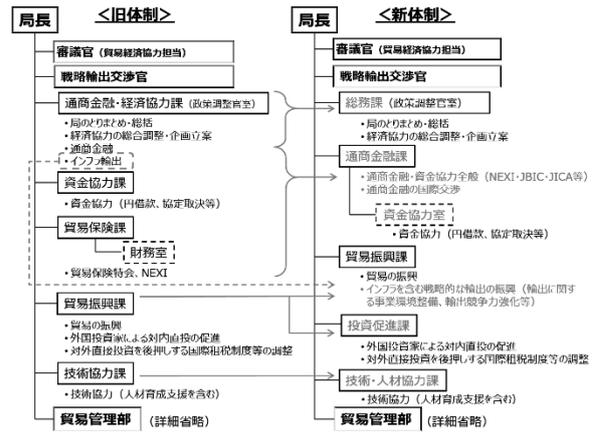
1.1. 組織再編

新興国を中心とした世界のインフラ需要が拡大する中、日本企業の海外展開やインフラシステム輸出を一層促進するため、貿易保険等の公的輸出信用と円借款等の通商金融ツールを一体的・有機的に扱うとともに、現地の産業人材育成や制度整備等を進める必要性が高まっていた。さらに、経済のグローバル化が進む中、国際的に極めて低いレベルにとどまる我が国への対内直接投資を促進するために施策の強化が必要であるととも、日本経済の空洞化を防ぎつつ、対外直接投資を後押しする国際租税制度等に関する調整機能の強化が必要となっていた。

しかし、旧来の貿易経済協力局は、今後増大が見込まれるこれら業務を行う上で必ずしも効果的・効率的な体制になっていなかった。

そこで、2017年7月5日より、貿易経済協力局内の組織を再編した（参照：図 貿易経済協力局の組織再編）。大きな変更内容は、1) 通商金融・経済協力課を廃止し、総務課を新設したこと、2) 資金協力課及び貿易保険課を廃止し、通商金融課、資金協力室、国際交渉室を新設したこと、3) 技術協力課の名称を技術・人材協力課に改正し、所掌事務に「人材に関する協力」を追加したこと、4) 貿易振興課の所掌事務のうち、対日直接投資及び対外直接投資を後押しする国際租税制度関連業務を新設する投資促進課に移管したことの4点である。

図 貿易経済協力局の組織再編



1.2. 経済協力に関する主な動き

新興国を中心とした世界のインフラ需要は高まりを見せている。これらの旺盛なインフラ開発需要を取り込むことにより新興国の経済発展と我が国の力強い経済成長の両方を実現すべく、政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）や公的金融機関による支援を最大限活用し、経済協力とインフラシステム輸出の緊密な連携を図ることは重要である。ODAには大きく分けて有償資金協力（円借款や海外投融資）、無償資金協力、技術協力があり、経済産業省は我が国産業界、相手国のニーズを踏まえ、円借款、海外投融資、技術協力、貿易保険、民間資金等を有機的に連携させてきた。

1.3. 貿易投資促進政策に関する主な動き

対内直接投資の拡大は、経営ノウハウや技術、人材などの経営資源の流入を促し、我が国の生産性向上や雇用創出に資するものである。しかしながら、我が国の対内直接投資残高は、2008年から伸び悩み、主要先進国やアジア新興国に比べ大きく見劣りしていた。そこで、政府は、2013年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、「国際展開戦略」の重要な柱の一つとして、対内直接投資の活性化を掲げた。この成長戦略のもと、2020年までに対内直接投資残高を35兆円に倍増するという目標を掲げ、各種取組を強化しており、2017年末時点で対内直接投資残高は過去最高の28.6兆円となるなど、安倍政権成立後、対内直接投資は増加傾向にある。

一方、日本企業の円滑な海外事業活動を阻害することのないよう、タックスヘイブンを対策税制に係る改正要望や、

進出先国における課税問題に係る国内企業への注意喚起、租税条約の新規締結・改正のための分析等を行った。

2. インフラシステム輸出

拡大する世界のインフラ需要に対し、我が国の質の高いインフラ輸出を促進することは、我が国の経済成長にとって重要であるとともに、相手国の経済発展にも貢献するものである。

他方、昨今は欧米企業に加えコスト競争力のある中国・韓国企業等との競争が激化している。こうした状況を踏まえ、国内・海外の市場動向や我が国の強み、競合国の動向等を踏まえ、我が国として注力すべき重点領域を整理し、今後の海外展開の取組の方向性を示すため、2017年10月に電力、鉄道、情報通信の3分野について海外展開戦略を策定した。

また、インフラ需要を獲得していくために、海外企業と連携してコスト競争力等の強化を図り、第三国市場獲得に向けて政府間の協力を強化した。具体的には、2017年9月の日印首脳会談でインドとの協力の推進について、一致している。また、2017年11月の日米首脳会談にて、第三国のインフラ整備を共同で進めることに一致した。他、NEXI・JBICと米OPIC（海外民間投資公社）が業務協力に関する覚書に署名した。さらに、2017年11月の日中首脳会談にて、第三国で日中のビジネス協力を展開していくことで一致している。

その他、2017年11月のAPEC首脳会合で、日本が提案し、米・越・PNGが共同提案者に加わった、「APECインフラ開発・投資の開発に関するガイドブック」を改訂することに合意した。

3. 貿易振興政策

3. 1. 中堅中小企業の海外展開支援

高い技術力を有し、海外市場で十分に勝負できる潜在力を有する中堅・中小企業の海外展開を推進するため、貿易・投資相談への対応、海外バイヤーの招へいや海外における展示会への出展支援など各種支援を実施した。

具体的には、2016年2月に設立した「新輸出大国コンソーシアム」にて、企業のニーズに応じ最適な支援機関や支援メニューを紹介するワンストップサービス、海外事業計画の策定支援から現地での商談へのサポートに至るま

で国内外での切れ目の無いサポート、現地の市場情報の収集、規格・規制対応、英文貿易実務などの実務的な個別課題への対応といった支援を実施した。

3. 2. 農水産品輸出

「2020年に農林水産物・食品の輸出額1兆円」を1年前倒しで達成するという政府目標に貢献するため、政府が策定した「農林水産物の輸出力強化戦略」を踏まえ、関係省庁、自治体、業界団体等と一体となって農林水産物・食品の輸出を推進した。

具体的には、日本食品海外プロモーションセンター（JFOOD0）を設立し、和牛、日本茶など特定の品目について、それぞれのターゲットとなる国・地域に向けたプロモーション戦略を策定し、これを事業者と連携して実行した。

3. 3. BOP（Base of the Economic Pyramid）ビジネス

世界経済における新たな市場として、新興国市場、とりわけ中間所得層市場（いわゆる「ボリュウムゾーン」）の存在が指摘されている。その中で、ネクストボリュウムゾーンとして途上国の低所得階層（いわゆる「BOP層」）の早期取り込みによるビジネス展開の重要性が唱えられている。

2017年度は、新興国でのBOPビジネスに取り組む企業を支援するため、ジェトロの相談窓口を通じ、国内商談会、国内相談会、ミッション派遣、試験販売等、企業個別の事業フェーズに応じた支援を実施した。

4. 通商金融政策

経済産業省は、外務省、財務省と3省体制で、円借款・JICA海外投融資に関し、制度創設・改善、個別案件への供与方針決定等を行っている。

4. 1. 円借款及び民活インフラ案件形成等事業

2017年度は、アジアを中心とする旺盛なインフラ需要を取り込みつつ、本邦企業の優れた技術を途上国開発に役立てるため、個別インフラ整備案件の事業実施可能性調査（F/S）を実施した。

具体的な案件として、インド「デリー国際空港ターミナル間接続事業調査」、フィリピン「マニラ首都圏洪水ゲー

ト補修事業調査」及びガーナ「テマ港洋上火力発電・海水淡水化事業調査」等を実施した。

4. 2. 経済協カツールを活用した日本企業支援

アジアを中心とする新興国の成長を取り込み日本経済の活性化につなげるため、円借款、特に我が国の優れた技術を途上国開発に活かす本邦技術活用条件（STEP：Special Terms for Economic Partnership）・タイド条件を効果的に用いることが重要である。

2017年度には世界全体で51件の円借款を供与しているが、そのうちフィリピン「マニラ首都圏地下鉄計画（フェーズ1）（第一期）」等6件においてSTEP・タイド条件を適用した。また、JICA海外投融資については、ミャンマー「ティラワ経済特別区（Zone B 区域フェーズ1）開発事業」を始め、本格再開後22件の供与実績がある。

4. 3. 円借款の継続的制度改革

伊勢志摩サミットにおいて、安倍総理大臣より世界全体に対するインフラ案件向けリスクマネー供給拡大（今後5年間の目標として約2,000億ドルの資金等を供給すること）や質の高いインフラ輸出のための更なる制度改革、関係機関の体制強化と財務基盤確保等からなる「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」が表明された。その一環として、円借款の更なる迅速化の実施に加え、ドル建て借款の創設等を行うこととした。

これらの制度改革が実施されることにより、発展途上国の多様なニーズに対応し、また、我が国のインフラシステム輸出の更なる拡大も期待される。

5. 技術・人材協力政策

技術・人材協力政策では、日本の技術や技能、知識の移転を通じて、開発途上国の技術水準の向上と日本企業の海外展開促進のため、開発途上国の社会・経済の開発の担い手となる人材育成支援等を行っている。

2017年度は、東南アジアを始めとした開発途上国の開発課題解決と日本企業の海外展開促進のため、開発途上国における制度・事業環境整備や産業人材育成、社会課題解決及び内なる国際化に係る事業を実施した。

5. 1. 制度・事業環境整備

主に開発途上国の業界団体等を対象に指導や啓発を行うことにより、開発途上国における貿易投資促進に資する制度・事業環境整備を行った。

2017年度は、サービス政策（ミャンマー）、流通政策（ミャンマー、インドネシア、ベトナム）、生産現場安全管理（タイ）、ものづくり人材育成支援（インド）、縫製産業人材育成支援（ミャンマー）、生産性向上支援（ナイジェリア、モーリシャス、南アフリカ）等について研修、専門家派遣を実施した。

5. 2. 産業人材育成

開発途上国の産業技術水準の向上や経済発展に寄与するとともに、日本企業の海外展開に必要な現地拠点を強化するため、開発途上国における民間企業等の現地産業人材の育成を行った。具体的には、特定の技術や知見を有する日本企業の専門家を開発途上国の企業に派遣する専門家派遣事業を実施した。また、開発途上国から民間企業等の技術者や管理者を研修生として受入れる、受入研修を実施した。

2017年度は、タイ、インドネシア及びベトナム等東南アジアを中心に、主に自動車関連、建設業、電器関係及び産業機械といった分野を対象に実施した。

また、ASEAN諸国等の大学で日本企業と連携した実務教育を含む寄附講座の開設や、モディ首相が唱える「メイクインインド」「スキルインド」への貢献として、インド国内において日本式ものづくり学校（JIM）寄附講座（JEC）への取組を実施した。

2017年度は5社がJIMを開講し、約650名のインド人の若者が将来の現場リーダーを目指して学んでいる。

5. 3. 社会課題解決

開発途上国における社会課題の解決及び中小企業の海外展開の促進を目的として、中小企業が現地の大学・企業等と共同で取り組む、開発途上国における社会課題解決につながる製品・サービスの開発等の支援を実施した。

2017年度は、ケニア、南アフリカ等のアフリカを中心に、低所得者層に対する金融アクセス向上のための決済管理システムの構築や、母子死亡率改善のための妊産婦遠隔医療プラットフォームの導入といったビジネスモデルの

支援を実施した。

5. 4. 内なる国際化

(1) 高度外国人材の更なる呼び込み

イノベーション創出等に資する高度外国人材の受入れ拡大のため、生活環境、就労環境、入管制度等に関し、在外公館やJETRO等と連携し、国内外に向け積極的な広報活動を行った。具体的には情報ポータルサイト「Open for Professionals」の開設や高度外国人材の受入れ拡大に向けた企業・団体や教育機関への訪問・広報資料展開など、幅広く情報を発信し、広報活動を行った。

(2) 国際化促進インターンシップ

日本人若手人材（若手社会人・学生）の開発途上国政府関係機関・日系企業等へのインターン派遣及び外国人若手人材の日本企業へのインターン受入れを行い、日本企業等の開発途上国における新規ビジネス獲得のために必要となる人材育成を実施した。

2017年度は、日本人派遣については、ベトナム、インド、ミャンマー、タイ、カンボジア等の政府関係機関や民間企業に若手人材を派遣し、国際交渉力・コミュニケーション能力の養成、人的コネクション獲得及び現地パートナー探しを行った。外国人受入については、ベトナム、インドネシア、タイ、インド、マレーシア、フィリピン等から日本企業に受入れ、日系企業で働くに当たって必要となるビジネススキルを得た外国人材の育成及び日本企業における外国人材の受入体制の整備を行った。

(3) 親日・知日人材コミュニティ

新興国の社会課題の解決を目指し、現地の企業・大学・NGO等と共同で製品・サービス開発等に取り組む中小企業に対し支援を実施した。

さらに、これまで形成してきたアジアの知日人材をネットワーク「親日・知日人材コミュニティ、N I N²(Nippon New Network for INovation)」を活用しビジネスアイデアのコンテスト及び人材採用イベントを通じ、現地発案によるビジネス創出や有能な現地人材確保等の支援を実施した。

6. 貿易保険

貿易保険は、日本企業の対外取引（輸出、投資、融資等）に関して、通常の保険によって救済することができないリ

スクを、国の信用力や交渉力に基づき長期間にわたり収支相償を前提にカバーする保険である。貿易保険では、「非常危険」（戦争、内乱、外貨送金停止等の相手国政府のリスク）と「信用危険」（プロジェクトの破綻等の相手企業のリスク）を引き受ける。貿易保険業務については、各国とも国の事業として実施・強化しており、我が国は、貿易保険法に基づく特殊株式会社として、株式会社日本貿易保険が保険業務を実施している。

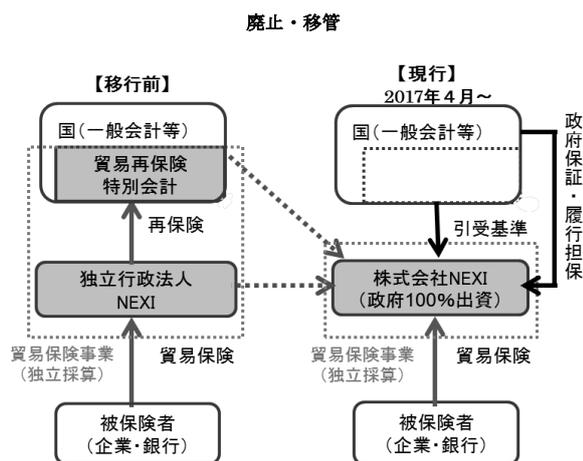
6. 1. 独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化及び貿易再保険特別会計の廃止・移管

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（2013年12月24日閣議決定）において、独立行政法人日本貿易保険を全額政府出資の特殊会社に移行し、2016年度末までに貿易再保険特別会計を廃止することが決定した。これを踏まえ、2015年7月10日に「貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、独立行政法人日本貿易保険は2017年4月から100%政府出資の特殊会社となり、貿易再保険特別会計が廃止され、その資産及び負債は株式会社日本貿易保険に継承されることとなった。

主な改正点は以下のとおり。

1. 独立行政法人日本貿易保険を特殊会社とし、政府は、常時、株式会社日本貿易保険の発行済株式の総数を保有していなければならないものとする。
2. 貿易再保険特別会計を廃止し、貿易保険に関する経理を株式会社日本貿易保険に一元化するとともに、保険金の確実な支払いを担保するため、株式会社日本貿易保険の資金調達が困難な場合に政府が必要な財政上の措置を講ずるものとする。（履行担保）
3. 株式会社日本貿易保険の保険引受に国の政策を反映させるため、国が引受基準を定める他、一定の重要案件について、国が株式会社日本貿易保険に対し意見を述べることができるものとする。

図 独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化及び貿易再保険特別会計の



6. 2. 引受実績

2017年度は、インドネシアにおける Rantau Dedap 地熱 IPP プロジェクト、バングラデシュにおける Matarbari 超々臨界圧石炭火力発電所・港湾建設プロジェクト等、計約 7.3 兆円の貿易保険の引受けを行った。

6. 3. インフラシステム輸出への取組

2013 年 5 月に閣議決定された「インフラシステム輸出戦略」に基づき、世界のインフラ需要を積極的に取り込むことで、多様なビジネス展開に官民一体で取り組み、我が国の力強い経済成長につなげていくという方針の下、株式会社日本貿易保険ではモザンビーク・マラウイにおける「鉄道・港湾建設プロジェクト」、トルコにおける「病院 PPP プロジェクト」、カザフスタンへの「建設機械輸出プロジェクト (長期延払案件)」等、インフラシステムの輸出を積極的に支援した。

6. 4. 中小企業支援

2011 年度に「中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク」を開始し、2017 年度には新たに 3 行の金融機関が参加した。日本全国 47 都道府県全域に渡り、計 117 の金融機関との業務提携を行い、規模の拡大を図った。2017 年 3 月に、同ネットワーク会議を開催し、貿易保険利用者と中堅・中小企業支援機関相互の情報・意見交換を行った。

また、2016 年 7 月に、従来の「中小企業輸出代金保険」を「中小企業・農林水産業輸出代金保険」に改定し、利用対象者を農業協同組合、森林組合、漁業組合、農事組合法人等の農林水産業従事者に拡大した。また、貿易保険商品

及び利用事例をわかりやすくアニメで紹介する動画やマンガ形式のパンフレットを作成し、2017 年度も引き続き貿易保険の周知活動を積極的に展開するなど、中堅・中小企業及び農林水産業の輸出者による利用拡大に取り組んだ。

6. 5. 貿易保険の機能強化

安倍総理が 2015 年に発表した「質の高いインフラパートナーシップ」及び 2016 年に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を受け、株式会社日本貿易保険では貿易保険に係る機能強化を図った。2017 年 4 月には輸出保険に係る非常危険の付保率拡大の運用開始を行い、また、2017 年 10 月には米ドル建て貿易保険の運用を開始した。さらに、停止していたサプライヤーズクレジットの引受再開、株式会社日本貿易保険の保険料相当分の融資に対する付保を行う保険料ファイナンスの実施等、インフラ輸出拡大に向けた機能強化に取り組んでいる。

7. 投資促進政策

7. 1. 対内直接投資の促進

(1) 対内直接投資の現状

2017 年末の対内直接投資残高は、前年比 (金額ベース) で約 0.4 兆円増加し 28.6 兆円となったものの (参照：図 対日直接投資残高と GDP 比率の推移)、対 GDP 比率では国際的に極めて低い水準にあり、2017 年時点で、イギリスの 62.6%、米国の 40.2%、フランスの 36.1%、ドイツの 27.2%、韓国の 15.4% に比べ、日本は 5.2% にとどまっている (参照：図 主要国の対内直接投資残高 GDP 比率 (2017 年末))。

図 対日直接投資残高とGDP比率の推移

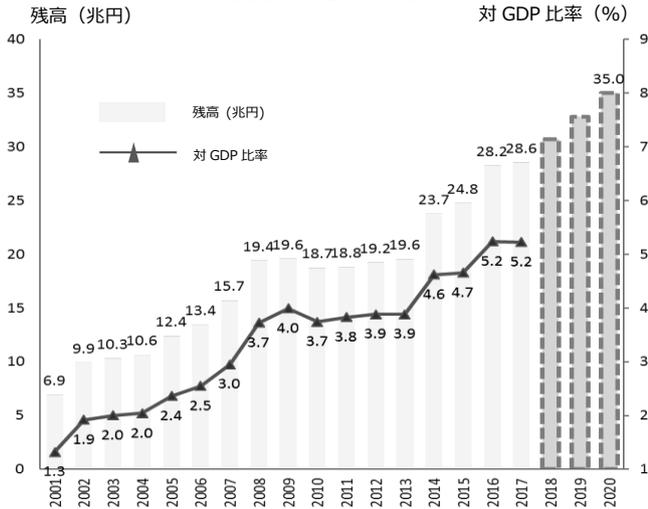


図 国別・拠点別立地競争力(投資魅力度)の推移

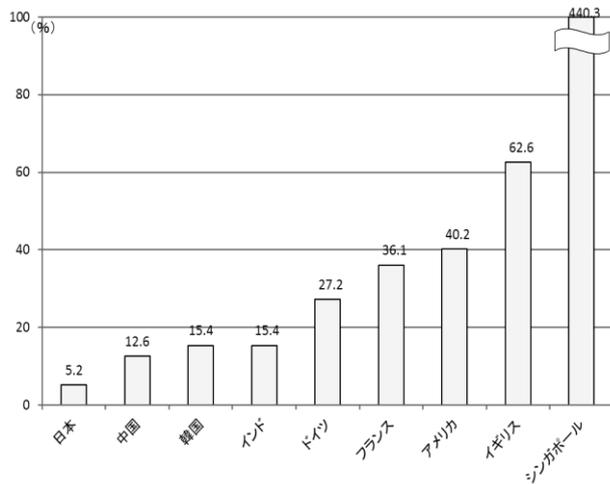
平成25年度調査 対象企業214社										
拠点タイプ	回答企業数	日本	中国	シンガポール	香港	インド	タイ	韓国	ベトナム	インドネシア
R&D拠点	81社	11 20%	11 20%	3 17%	5 11%	4 12%	6 2%	10 1%	-	8 1%
地域統括拠点	125社	3 19%	4 15%	1 27%	2 28%	6 2%	10 1%	-	-	0%
販売拠点	199社	1 26%	2 19%	4 12%	3 13%	5 6%	8 3%	12 2%	-	0%
生産拠点	75社	3 12%	4 11%	2 25%	1 35%	6 5%	-	0%	-	0%
バックオフィス	82社	5 11%	4 13%	2 17%	1 22%	3 16%	9 1%	-	-	0%
物流拠点	85社	4 9%	2 22%	1 24%	3 21%	7 4%	8 2%	-	-	0%
製造拠点	134社	8 5%	1 41%	8 3%	11 1%	2 12%	5 6%	9 2%	-	0%

平成27年度調査 対象企業222社										
拠点タイプ	回答企業数	日本	中国	シンガポール	香港	インド	タイ	韓国	ベトナム	インドネシア
R&D拠点	105社	1 43%	4 10%	2 15%	7 2%	2 15%	11 1%	7 2%	11 1%	11 1%
地域統括拠点	172社	2 20%	4 10%	1 42%	3 13%	9 1%	6 2%	6 2%	6 2%	6 2%
販売拠点	162社	1 32%	3 10%	2 20%	5 5%	6 4%	9 2%	8 2%	11 1%	11 1%
生産拠点	73社	3 10%	5 1%	1 51%	2 30%	-	0%	5 1%	-	0%
バックオフィス	69社	2 19%	7 4%	4 13%	5 12%	1 20%	-	0%	-	0%
物流拠点	73社	4 10%	2 18%	1 36%	3 16%	10 1%	5 5%	-	0%	6 3%
製造拠点	90社	6 4%	1 46%	6 4%	12 1%	4 6%	4 6%	-	0%	2 14%

平成29年度調査 対象企業201社										
拠点タイプ	回答企業数	日本	中国	シンガポール	香港	インド	タイ	韓国	ベトナム	インドネシア
R&D拠点	138社	1 36%	4 7%	5 5%	3 8%	2 25%	-	0%	5 5%	-
地域統括拠点	143社	5 6%	13 1%	1 28%	2 16%	3 12%	16 1%	8 3%	16 1%	5 6%
販売拠点	142社	6 6%	2 15%	4 13%	5 9%	1 23%	10 2%	12 1%	10 2%	7 4%
生産拠点	149社	3 13%	-	0%	1 43%	2 16%	6 6%	8 1%	8 1%	-
バックオフィス	120社	6 5%	15 1%	3 8%	12 3%	1 33%	10 3%	6 5%	13 2%	6 5%
物流拠点	110社	3 10%	1 18%	5 9%	8 6%	2 11%	3 10%	11 3%	-	9 4%
製造拠点	121社	3 4%	1 75%	4 2%	9 0%	2 16%	9 0%	5 1%	-	0%

出典：欧米アジアの外国企業の対日投資関心度調査（経済産業省：2013年度、2015年度、2017年度）

図 主要国の対内直接投資残高GDP比率(2017年末)



【出所】

日本：(残高) 財務省「対外資産負債残高統計」、
(GDP) 内閣府「国民経済計算」

各国：UNCTAD “World Investment Report 2018”

経済産業省が行った調査によれば、グローバル企業から見たアジアの魅力的な投資先について、2013年度以降、3期連続でR&D拠点について日本の評価順位が1位となった。(参照：図 国別・拠点別立地競争力(投資魅力度)の推移)

近年、国際的に見て外国企業の誘致競争はより激化していることから、グローバル企業の誘致には、引き続き政府一丸となって、グローバル企業向けの投資環境、外国人向けの生活環境整備等に取り組み、諸外国に遜色ないビジネス環境を整備することが必要である。

(2) 対内直接投資の促進に向けた動き

海外の優れた人材や技術を日本に呼び込み、雇用やイノベーションの創出を図るため、政府は「日本再興戦略」において、2020年までに対内直接投資残高を35兆円に倍増するという目標を掲げた。

2017年度は、外国企業誘致体制強化のため、前年度に引き続き、個別業種に関する知識・ノウハウ・ネットワークを有し、外国企業の経営者と対等に交渉できる「産業スペシャリスト」や、企業誘致に関する豊富な知識と経験を有する「誘致専門員」を独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)の国内外事務所に配置し、能動的な誘致活動を展開した。

あわせて、個別の外国企業への誘致活動や事業活動支援も強化している。「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」(2015年3月17日対日直接投資推進会議決定)に基づき、外国企業からの相談への対応を強化するために、副大臣を外国企業の相談相手とする「企業担当制」を実施している。我が国に重要な投資をした外国企業を公募し、9社を対象企業(うち経済産業省の対象5社)として選定した上で、担当副大臣との面談を実施している。2016年4月より制度の運用を開始し、2017年度は3回(2016年度からの累計16回)の副大臣等による面談を実施した。さらに、外国企業が抱える課題解決に向けた取組として、「未来投資戦略2017」(2017年6月9日閣議決定)において、「外国企業パーソナルアドバイザー制」をJETROに導入し、誘致担当者が外国企業のニーズを把握した上で、日本拠点の立ち上げ・運営等に関するきめ細かい支援を行

った。加えて、既に日本に進出している外国企業の国内における人材確保を支援するため、外国人留学生やグローバル人材との交流会を初めて開催した。

また、地域への対日直接投資を促進するため、外国企業誘致に積極的な地域において、複数の自治体の行政手続や優遇措置に精通し、地場企業とのネットワークを有する「外国企業誘致コーディネーター」を引き続きJETROに配置したほか、地方自治体等の誘致担当者が、外国企業誘致に対する理解を深め、企業誘致に必要なスキルや知見を取得するための実務者向け研修事業を実施した。

外国企業に対する広報活動についても、外国企業誘致に積極的な地方自治体の首長と共に、トップセールスを実施している。2014年以降、安倍総理大臣出席の下、「対日投資セミナー」を世界主要都市で開催し、日本市場の魅力や政府の取組、国内各地域の優位性等に関する情報を発信した。2017年9月にはニューヨークにおいて、安倍総理大臣と米国企業CEO等との懇談会を実施し、日本の投資環境の改善に向けた取組についてアピールした。

7. 2. 国際租税制度に係る環境整備

(1) グローバルな潮流と国内制度整備

米国多国籍企業による過度な節税（租税回避行為）が問題視されたことを契機に、国際的な制度調和によってこれに対応するため、OECDは2012年6月に「BEPS（Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転）プロジェクト」を立ち上げた。2015年10月に最終報告書が公表され、同年11月のG20サミットにて報告された。今後、最終報告書の勧告内容を実現するため、同プロジェクト参加各国には所要の制度整備が求められる。この流れの中で、今後、企業としては一層の税務コンプライアンスの向上を求められることとなるが、海外展開を行う日本企業に無用な課税リスクや負担を生じさせないよう、政府としても適正な国内制度の整備を図る必要がある。

こうした観点から、2017年度においては我が国企業のビジネス実態を踏まえたタックスヘイブン対策税制の見直し等の税制改正要望を行った。

具体的には、日本企業による海外M&Aにおいては、PMI（Post Merger Integration：いわゆる買収後経営統合）の一環として、買収後に不要なペーパーカンパニー等を解散させる等のグループ内組織再編プロセスが重要である

ことに鑑み、これまでタックスヘイブン対策税制の適用対象金額に含まれていたペーパーカンパニー等の整理の際に発生する株式等の譲渡益について、一定の要件を満たした場合には適用対象金額から除外することとし、こうした組織再編による海外子会社等の再編の円滑化措置を講じた。

また、BEPSプロジェクト最終報告書の勧告を踏まえ、今後、国内において見直しが検討される見込みの税制に関する調査を実施した。

(2) 海外における事業環境整備

昨今、新興国を中心とした進出先国において日系企業が不当な課税を受ける事例が増加しており、現地における事業環境及び利益の再投資に悪影響を与えている。

現地日系企業が直面する二重課税等の税務上の課題に関する調査を実施した上で、課題解決に向け、必要に応じ政府レベルでのはたらきかけを行うとともに、産業界への説明会等を通じて海外展開に係る課税リスクについての周知活動を行った。

また、進出先国における事業環境整備を進めるためには、租税条約ネットワークを拡充し、海外子会社からの投資所得（配当・利子・ロイヤリティ）等に対する源泉税率の減免、海外での事業活動における課税範囲の明確化、税務紛争を解決する仕組みの構築等を図ることが重要である。そのため、産業界のニーズも踏まえつつ、新規締結や改正を進めていく国・地域の選定に向けた分析を行った。

2017年度における租税条約の交渉状況は以下のとおり。ラトビア（新規：2017年7月発効）、スロベニア（新規：2017年8月発効）、BEPS防止措置実施条約（新規：2017年6月署名）、リトアニア（新規：2017年7月署名）、エストニア（新規：2017年8月署名）、ロシア（改正：2017年9月署名）、デンマーク（改正：2017年10月署名）、アイスランド（新規：2018年1月署名）、コロンビア（新規：2017年12月実質合意）、スペイン（改正：2018年2月実質合意）、クロアチア（新規：2018年3月実質合意）、アルゼンチン（新規：2018年1月交渉開始）。

7. 3. 我が国企業による海外M&A研究会の開催

近年、日本企業が海外の企業を買収するいわゆる海外M&Aは、激しいグローバル競争の中で、日本企業がスピー

ド感を持った成長を実現していくうえで重要かつ有効なツールとなっている。また、これまで国内を主たる事業基盤としてきた企業も含め、海外 M&A の裾野が一層拡大している。他方で、海外 M&A に関しては、国内の M&A や現地法人設立による海外進出と比較しても、制度・言語・文化面の違いや情報の非対称性等から難度が高い側面があり、期待された成果を十分挙げられていない事例も少なくない。

こうした状況を踏まえ、経済産業省は、2017 年 8 月より、海外 M&A に関し豊富な経験と知見を有する専門家を集めた「我が国企業による海外 M&A 研究会」を開催し、日本企業が抱える課題やその克服のための取組について、海外 M&A に積極的に取り組む企業へのヒアリングや専門家を交えた議論、公開シンポジウムを通じて検討を行った。

当該研究会の成果物として、日本企業が今後、海外 M&A を有効に活用していく上で留意すべきポイントと参考事例をまとめた「我が国企業による海外 M&A 研究会 報告書」を取りまとめた。

さらに、当該研究会等において、海外 M&A に取り組む上では経営者の果たすべき役割やコミットメントが重要であるとの指摘が多くなされたことを踏まえ、今後の海外 M&A の取組に役立つよう、特に経営者目線からみて特に重要なポイントについて、事例とともに、「海外 M&A を経営に活用する 9 つの行動」として取りまとめた。